省令

○法務省令第三十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十九日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（日本人の帰国） **第五十四条**　［略］	（日本人の帰国） **第五十四条**　［同上］
2　入国審査官は、前項の帰国の確認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、生年月日、性別、上陸年月日及び上陸する出入国港を帰国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。 一　次のイ及びロのいずれにも該当すること。 イ　次条第一項の規定による登録を受けた者であること。 ロ　帰国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。 二　帰国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて写真を提供していること。	2　入国審査官は、前項の帰国の確認を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当するときは、氏名、生年月日、性別、上陸年月日及び上陸する出入国港を帰国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。 一　次条第一項の規定による登録を受けた者であること。 ［号の細分を加える。］ 二　帰国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。
3　第五条第九項の規定は前項第一号ロの規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号の規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。	3　第五条第九項の規定は、前項第二号の規定により指紋を提供する場合について準用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年十月十八日から施行する。